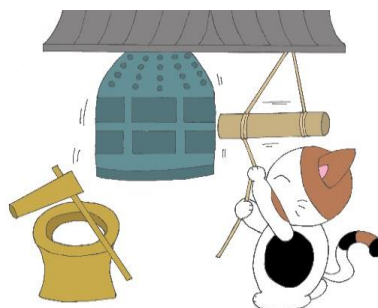


おもしろ発想ニュースレター

No. 258
令和6年12月24日

今年も残りわずかとなりました。
皆様は今年1年いかがだったでしょうか？
気持ちよく新しい年を迎えられるように
残り少ない年内を精一杯頑張りたいと思います。

製造部一同



「年収103万円の壁」の見直し

「年収103万円の壁」は、20日に決定した与党の税制改正大綱で、103万円の控除額を2025年から123万円に引き上げることが明記されました。所得税では、収入や所得から一定額を差し引く「控除」の仕組みがあり、給与を得て働く人は「基礎控除」の48万円と「給与所得控除」の55万円をあわせた103万円を年収が超えると所得税が生じます。123万円への引き上げにあたっては、所得税の基礎控除を現在の48万円から58万円に引き上げられます。また、給与所得控除は、年収が低い層に適用される「最低保障額」をいまの55万円から65万円に引き上げられます。今回の改正では地方税である住民税の給与所得控除の額の見直しもあるみたいです。所得税と同様に「最低保障額」を10万円引き上げて65万円とします。ただその一方で、基礎控除については、地方から大幅な減収への懸念が示されていたことも踏まえ、据え置くとしています。一方、大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する「特定扶養控除」の年収要件も見直し、新たに「特定親族特別控除」を導入されます。これまでは子の年収が103万円を超えると親が63万円の控除を受けられなくなりましたが、子の年収の上限を150万円に引き上げ、それまでは控除が受けられるようになります。123万円を超えたあとは「特定親族特別控除」となり、150万円を超えた後も、控除額を段階的に減らす仕組みを導入し、収入が増えたにも関わらず世帯としての手取りが減ることはない様にするみたいです。簡単な説明となりましたが、参考になれば幸いです。

弊社では毎月3回 e-mail にてカラーデータが添付可能なMAIL-DMも発信させて頂いています。ご希望の方は下記に送信先アドレスをご記入下さい。
会社名：
宛先名前：
e-mail アドレス：

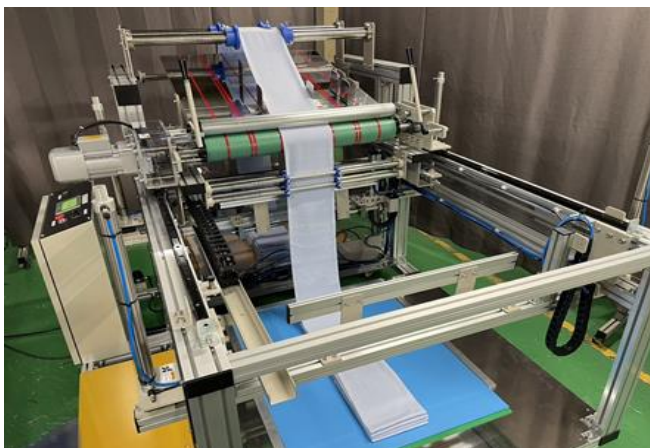
ご意見・お客様の声などを書いて返信して下さいね。

ニュースレターの配信がご不要の方は配信を止めさせて頂きますので
お手数ですが、上記欄にお名前・FAX番号を記入の上ご返信して下さい。
お名前だけですと停止手続きができない場合がございますので必ずFAX番号の記入をお願い致します。

商品紹介

【振落し装置】

本機は、畳み反または、ロール反材料を検品作業を行いながら、畳み反にする装置です。コンパクトな装置となっており、省スペースで作業を行なえます。各種ガイドを用意していますので、材料のセットはどなたでも容易に行なえます。振落とし後の材料は押え機構により、確実に綺麗に畳む事が出来ます。各部ユニットの動作タイミングは、液晶操作パネルにて細かく設定が可能です。操作に関しては、タッチパネル設定がメインとなり、頻繁に使用するスイッチ関係は、別置きにしています。



動画は、近日公開予定です。
ご興味を持たれた方は、お気軽にお問合せ下さい。

サブリナ株式会社
ニュースレター担当者： 藤山 清志
TEL:0725-22-4801
FAX:0725-23-3486
MAIL: info@suprena.co.jp
http://www.suprena.co.jp